

京丹後市議会基本条例運用基準

平成20年2月25日
議会運営委員会決定

1 趣旨

この京丹後市議会基本条例運用基準は、京丹後市議会基本条例（平成19年京丹後市条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

2 市民への説明

条例第2条第3項の規定による市民に対して議会の議決又は運営についての経緯、理由等の説明については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市議会本会議の様態をインターネット及び市内の公共施設に設置のプラズマテレビで生中継するとともに、市議会のホームページにより録画配信を行う。
- (2) 市議会だよりに、主な議案の議決結果、委員会付託の有無、討論内容及び賛否の議員数を掲載する。
- (3) 議会又は委員会は、毎定例会閉会後に、旧町単位で議会報告会を開催する。臨時会については、次の定例会閉会後に併せて行うものとする。
- (4) 各議案に対する各議員の賛否の意思表示の状況については、会議録の末尾に参考資料として一覧表を添付するものとする。

3 会派

条例第4条に規定する会派は、京丹後市議会各会派代表者会規程（平成20年京丹後市議会訓令1号）第4条に定めるところによる。

4 情報の公開

条例第5条第1項に規定する議会の活動に関する情報の公表については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本会議の傍聴者に対して、議案件名一覧並びに受理請願名及び陳情名一覧を配布するとともに、これらの具体的内容を知りたい者のために、議案書、予算（補正予算）書、決算書、請願書及び陳情書等を傍聴席入り口に備え置く。
- (2) 代表質問及び一般質問の質問事項は、新聞折込み等により市民に前もってお知らせする。

(3) 次に掲げるものについては、市議会のホームページに掲載する。

- ア 議会の構成
- イ 議員名簿
- ウ 定例会のスケジュール及び議案件名等一覧
- エ 請願・陳情等の書式及び取り扱い
- オ 市議会ライブ中継
- カ 市議会録画配信
- キ 代表質問及び一般質問通告内容
- ク 議会基本条例等議会改革の取り組み
- ケ 本会議の会議録並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下「委員会」という。)の審査又は調査若しくは協議結果の概要
- コ 定例会及び臨時会の会議結果
- サ 委員会先進地視察報告書などの各種報告
- シ パブリックコメント
- ス 市議会だより
- セ 議長交際費の使途及び金額
- ソ 議会報告会での意見・提言等に対する回答

5 会議の公開

条例第5条第2項に規定する会議の公開については、京丹後市議会委員会条例(平成16年京丹後市条例230号。以下「委員会条例」という。)第19条に定めるところによる。

6 市民の議会への参加

- (1) 条例第5条第2項に規定する懇談会、議会報告会等の開催及び同条第5項に規定する意見交換の場については、議会又は委員会が課題別・地域別に懇談会や出前講座、議会報告会等を開催することにより市民との対話の機会を設け、常に市民の意向を把握し、政策立案能力の強化と政策提案の拡大を図り、議会活動に反映させるものとする。
- (2) 委員会が、重要な意思決定を行う場合には、条例第5条第3項に規定する参考人制度及び公聴会制度の活用により市民から意見を求めることとし、開催手続き等については、委員会条例第23条から第30条までの定めによる。
- (3) 条例第5条第4項に規定する請願及び陳情の審議について、請願については、京丹後市議会会議規則(平成16年 京丹後市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)第133条から第136条までの定めにより処

理するほか、必要に応じ請願者を参考人として委員会への出席を求め、意見聴取することとする。また、陳情については、会議規則第137条の定めにより、議長が議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考として請願の例により処理するか否か判断するものとする。

7 反問権の行使

条例第6条第3項に規定する反問権の行使については、本会議における議員の質疑及び質問に限り行うことができるものとする。

8 地方自治法第96条第2項の議決事件

- (1) 条例第9条各号に規定する計画、指針、提携又は協定については、既存のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合にも適用するものとする。
- (2) 条例第9条第2号キに規定する議長が必要と認める計画については、議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考として決定するものとする。

9 条例第10条第2項に規定する説明責任については、第2項第3号及び第6項第1号に準じて行うものとする。

10 議員研修の充実

条例第12条に規定する議員研修は、議会又は議員会の主催により行うものとし、加えて京都府市議会議長会及び（財）京都府市町村振興協会が開催する各種研修会へ積極的に参加するものとする。

11 議会図書室の公開

条例第14条第2項の規定により、議員及び職員以外の者の利用については、閲覧のみとし貸し出しは行わないものとする。

12 議会広報の充実

条例第15条第2項に規定する多様な広報手段の活用については、第4項第3号に掲げる市議会のホームページを充実するほか、議会資料及び会議録等のCD・ROM化等を行い、市民への貸し出し等を行うこととする。

13 議会基本条例の研修

条例第19条第2項に規定するこの条例に関する研修は、一般選挙後初議会の開会までに全議員を対象として開催するものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日一部改正）

この基準は、平成21年7月1日から施行する。